

博物館登録等に関する要綱

1 博物館の登録に係る基準

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第13条第1項第3号から第5号までに規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(2) 学芸員その他の職員の配置

ア (1)アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員が置かれていること。

ウ (1)アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(3) 施設及び設備

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

2 登録申請書の添付書類

法第12条第2項第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 博物館の設置者に係る書類

ア 公立博物館のうち、設置者が地方公共団体の場合は当該博物館の設置条例、地方独立行政法人の場合は当該法人の登記事項証明書

イ 私立博物館については、次に掲げる書類

(ア) 設置者の法人登記事項証明書

(イ) 設置者が民事再生法による再生手続又は会社更生法による更生手続開始の決定を受けていないことを宣誓する書類

(ウ) 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

(エ) 設置者が、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類

(オ) 設置者が税金を滞納していないことを宣誓する書類

(2) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る書類

ア 1 (1)アの基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法が分かる書類

イ 1 (1)イの博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類

ウ 博物館資料の目録

エ 蔵書の目録

オ 展示、調査研究、学習機会の提供等に関する申請年度の事業計画及び前年度の実績を示す書類（前年度の実績がない場合はこの限りではない。）

カ 博物館の事業に関する申請年度の収支計画及び前年度の実績を示す書類（前年度の実績がない場合はこの限りではない。）

キ 職員への研修に関する申請年度の実施計画及び前年度の実績（前年度の実績がない場合はこの限りではない。）

(3) 学芸員その他の職員の配置に係る書類

ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類

イ 学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類

ウ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

エ 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類

(4) 施設及び設備に係る書類

ア 施設の概要及びパンフレット等

イ 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面及び面積を示した書類

ウ 博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が分かる書類（登記簿謄本等）

エ 博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が設置者でない場合は、設置者が当該建物及び土地を使用することができる権利を有していることが分かる書類（使用貸借契約書等）

オ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

カ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

3 定期報告

法第16条に定める定期報告は、登録した翌年度から年に1回、次に掲げる事項が分かる書類を提出させるものとする。なお、提出時期については、別途通知する。

(1) 博物館資料の目録

(2) 展示、調査研究、学習機会の提供等の実績

(3) 学芸員その他の職員の配置

(4) 開館日数及び来館者の実績

4 博物館に相当する施設の指定に係る基準

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）第24条第1項第2号から第4号までに規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制

ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。

イ アの基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ イに規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

カ 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(2) 職員の配置

ア (1)アの基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員に相当する職員が置かれていること。

ウ (1)アの基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(3) 施設及び設備

ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

5 指定申請書の添付書類

施行規則第23条第2項第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 指定施設の設置者に係る書類

設置者が地方公共団体の場合は当該博物館の設置条例、法人の場合は当該法人の法人登記事項証明書、個人の場合は住民票記載事項証明書、任意団体の場合は当該任意団体の規約、役員名簿及び代表者の住民票記載事項証明書

(2) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に係る書類

ア 4(1)アの基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法が分かる書類

- イ 4(1)イの資料の収集及び管理の方針を示した書類
- ウ 資料の目録
- エ 蔵書の目録
- オ 展示、調査研究、学習機会の提供等に関する申請年度の事業計画及び前年度の実績を示す書類（前年度の実績がない場合はこの限りではない。）
- カ 指定施設の事業に関する申請年度の収支計画及び前年度の実績を示す書類（前年度の実績がない場合はこの限りではない。）
- キ 職員への研修に関する申請年度の実施計画及び前年度の実績（前年度の実績がない場合はこの限りではない。）
- (3) 職員の配置に係る書類
 - ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
 - イ 学芸員又は学芸員に相当する職員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類
 - ウ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
 - エ 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類
- (4) 施設及び設備に係る書類
 - ア 施設の概要及びパンフレット等
 - イ 指定施設の事業に用いる建物及び土地の図面及び面積を示した書類
 - ウ 指定施設の事業に用いる建物及び土地の所有者が分かる書類（登記簿謄本等）
 - エ 指定施設の事業に用いる建物及び土地の所有者が設置者でない場合は、設置者が当該建物及び土地を使用することができる権利を有していることが分かる書類（使用貸借契約書等）
 - オ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
 - カ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

6 様式

博物館の登録に関する規則（平成27年広島市教育委員会規則第3号。以下「博物館規則」という。）に規定する様式は、次の表の左欄に掲げる書類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

書類	様式
1 博物館登録申請書（博物館規則第2条）	第1号様式
2 博物館登録原簿（博物館規則第7条）	第2号様式
3 博物館登録変更届（博物館規則第4条）	第3号様式
4 博物館廃止届（博物館規則第6条）	第4号様式

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 博物館の登録審査基準要項（平成27年4月1日）は、廃止する。
- 3 博物館に相当する施設指定審査要項（平成27年4月1日）は、廃止する。

第1号様式

博物館登録申請書

年 月 日

広島市教育委員会様

申請者

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式

博 物 館 登 録 原 簿			
事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称及び住所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
備 考			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式

博物館登録変更届

年 月 日

広島市教育委員会様

設置者

変更年月日	変更内容		変更の事由
	変更前	変更後	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

広島市教育委員会様

設置者

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。